

各県立学校長 様

保健体育課長

児童・生徒等の新型コロナワクチン接種及び接種後の副反応疑い時に係る  
出欠席の当面の取扱いについて（令和3年6月21日時点）（通知）

このことについて、次のとおり整理しましたので、各学校において適切に御対応くださるようお願いいたします。

なお、新型コロナワクチンの接種状況等は日々変化していることから、今後の対応について変更を行う場合があります。その際は、改めて通知します。

| 区 分         | 出欠席の取扱い   |
|-------------|---|
| 新型コロナワクチン接種 | 課業日に接種せざるを得ない理由があると認められる場合は、保護者の申し出により、「 <u>校長が出席しなくてもよいと認めた日</u> 」（出席停止等）  |
| 接種後の副反応疑い   | 新型コロナワクチン接種に伴う副反応であるか不明であるが接種後に体調不良により欠席した場合は、保護者の申し出により、『 <u>症状があり罹患の疑いがある場合</u> 』と同等の扱いとし、 <u>学校保健安全法第19条による「出席停止」</u><br>接種後に体調不良により欠席した生徒が、医師により、新型コロナワクチン接種に伴う副反応であると診断された場合は、保護者の申し出により、「 <u>校長が出席しなくてもよいと認めた日</u> 」（出席停止等） |

\* この取扱いについては、新型コロナワクチン接種に限ることとし、インフルエンザ等の他のワクチン接種については、適用しません。

問合せ先  
保健安全グループ 岡本、菅沼  
電話 (045)210-8309 (直通)